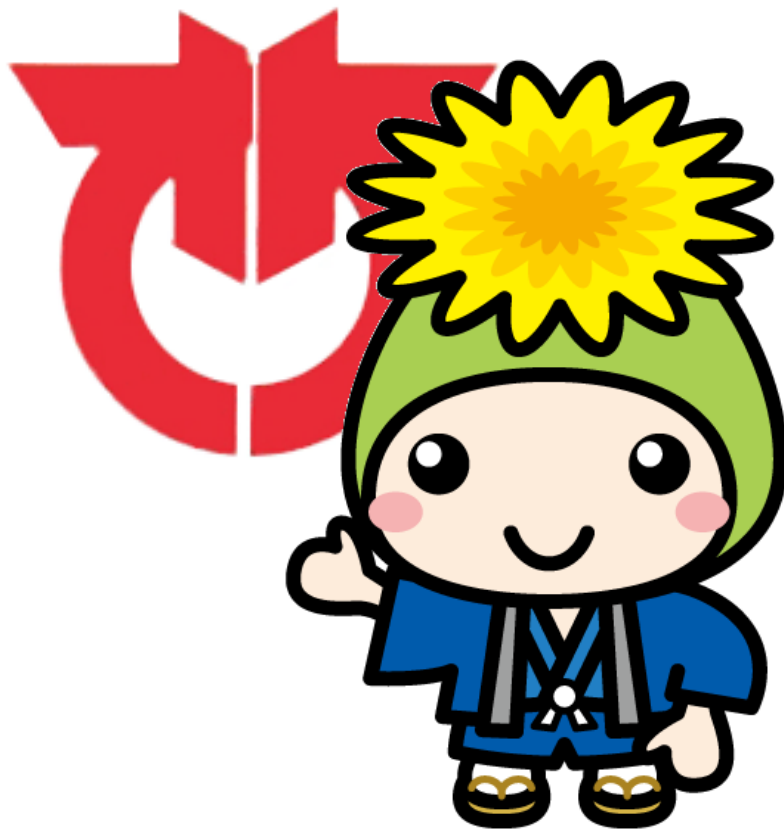


保護のあんない



桶川市福祉事務所

(社会福祉課 保護係)

〒363-8501

桶川市泉1-3-28

TEL048-786-3211 Fax048-787-5409

R6. 4. 1 改訂

生活保護とは

私たちは、生活しているうちに病気やケガにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第 25 条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援することを目的とした制度です。

この制度は、生活保護法（以下、「法」という。）に基づいて行われます。

『日本国憲法 第 25 条』

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

『生活保護法 第 1 条』

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

保護の内容

保護には、次の 8 種類があります。

生活扶助

住宅扶助

教育扶助

介護扶助

医療扶助

出産扶助

せいぎょう
生業扶助

そうさい
葬祭扶助

支給方法には、現金支給される場合と、介護費や医療費のように福祉事務所が代わって支払いをする場合があります。

次のようなときは、必要な費用の全部又は一部が支給される場合（一時扶助）があります。それぞれ条件がありますので、事前に地区担当員に相談してください。

- ・借家、借間の契約更新時に、契約更新料や火災保険料などが必要なとき
- ・病気等のため、おむつなどを必要とするとき
- ・やむをえず転居するとき
- ・家の修理が必要なとき
- ・職を探したり、施設に通ったりするとき

保護の決め方

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位とし、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

最低生活費

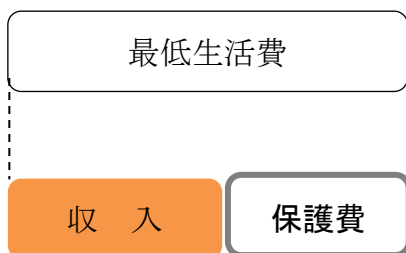
その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などをもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

収入

働いて得た収入、年金・手当などほかの法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

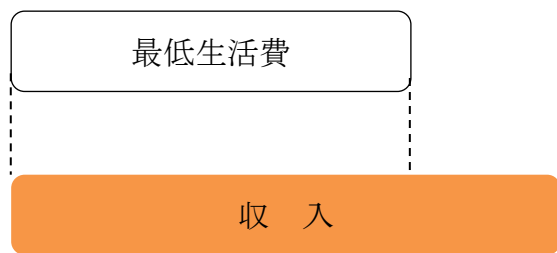
●保護が受けられる場合

(収入が最低生活費にみたないとき)



●保護が受けられない場合

(収入が最低生活費を上回るとき)



生活保護の決定

保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族等の申請が必要です。また、一時扶助を必要とするときや、家族の人数が増えたときなどにも、本人や家族等の申請が必要です。

申請するときは、原則、申請書に必要事項を記入し、桶川市福祉事務所（社会福祉課）に提出してください。病気などで申請の手続きに来られないときは、桶川市福祉事務所（社会福祉課）に連絡してください。

保護の要件

1. 資産の活用

預金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属など活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。ただし、現在お住まいの住宅や障害のために必要な自動車などは、一定の条件のもとに福祉事務所長からその保有を認められる場合もありますのでご相談ください。

2. 能力の活用

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用していただきます。

3. 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当など）で活用できるものは、それを活用していただきます。

保護に優先して行われるもの

扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹など）からの援助を受けられるときは、それを優先します。

※ 特別な事情（扶養義務者に借金を重ねている、扶養義務者と相続をめぐる対立している、10年程度、音信不通であり交流が断絶しているなど）がある場合は、扶養義務者への照会は行いませんので、ご相談ください。

決 定

福祉事務所長は、調査結果をもとに、保護が必要かどうか、また、必要ならどの程度かを、申請日から14日以内（遅くとも30日以内）に決定し、その内容を文書で通知します。

なお、保護費の支給は毎月決められた日（原則5日）になります。

権利と義務

あなたの権利

1. 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容が変更されることはありません。
2. 保護費として支給されたお金や品物には税金はかかりません。
3. 保護費として支給されたお金や品物、または、保護を受ける権利については、差し押さえを受けることはありません。

届出の義務（法第 61 条）

生活保護は、あなたの届け出をもとに決定されます。必要な届け出がなされなかった場合や不正な届け出がなされた場合には、保護の停止・廃止等、あなたの不利益になる場合がありますので十分注意してください。

1. 住所を変えようとするとき。
2. 家族や家族構成に何らかの変更があるとき。
(出産・死亡・転入・転出・進学・卒業・転校・休学・結婚・離婚など)
3. 家族の誰かが働くようになったり、仕事を辞めたりしたとき。
4. 家族の誰かに何らかの収入があったとき。
5. 給与・賞与・年金・恩給・手当等が支給されたとき。

企業年金や還付金など額の多少にかかわらず、必ず収入申告してください。

(市民税・所得税・国保税、介護保険料などの還付金、高額療養費・ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療の還付金など)

6. 土地・家屋等の資産を売却したとき。
7. 補償金・慰謝料・保険金・仕送りなど臨時の収入があったとき。
8. 働いている方は毎月の給与明細を必ず提出してください。
高校生がアルバイトをした場合、アルバイトで得た収入についても必ず収入申告してください。
9. 家族の誰かが医者にかかったり、入院したり、退院した時。
10. 地代・間代・家賃が変わったとき。
11. 事故（交通・工作中など）にあったとき
12. 健康保険（勤め先の保険）が使えるようになったとき、使えなくなったとき。
13. その他生活状態が変わったとき。
14. 海外に渡航する場合には、事前の届出及び帰国後の届出をしてください。

指示等に従う義務（法第 62 条）

1. 生活状況や家庭の様子などを聴いたり、あなたからの相談にのり、正しい保護をするために、定期的および必要に応じて家庭訪問を行います。
2. 生活の維持・向上その他保護の目的達成に必要な指導または指示を受けたときは、^{しんし}真摯に受け止め従ってください。

費用の返還

次のような場合は、支給した保護費（医療費を含む）を返還していただきます。

1. 不正事実の申請、その他不正な手段により保護を受けたとき、また、他人をして受けさせたとき。
2. 急迫の場合等において資産などがあるにもかかわらず、保護を受けたとき。
3. 資力がありながら保護を受けた場合には、生活保護費（医療費等も含む）をすみやかに返還しなければなりません。

例 ・年金や手当などを受けられなかった人が遡ってそれらを受給した時。

- ・交通事故の賠償金を受け取ったとき。
- ・生命保険の解約金を受け取ったとき。
- ・不動産（土地、家屋）などが売れたとき。

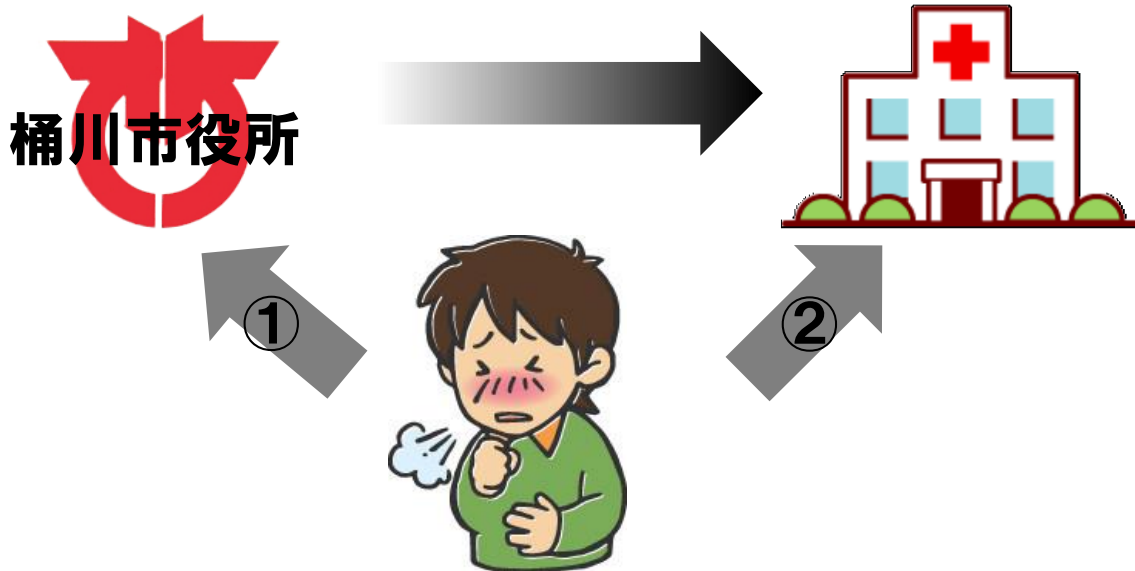
『生活保護法 第 63 条』

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

病気になったら

病院・医院にかかる時には、かならず福祉事務所の窓口で医療券（若しくは調剤券）をもらい、その医療券（調剤券）を持って受診してください。

1. 同じ病気で2つ以上の病院にかかることがないようにしてください。
2. 入院、退院をされたときは連絡してください。
3. 医師の指導に従って治療に努め、自己判断で治療を中断したり、転院したりしないでください。
4. 緊急に受診が必要な場合は受診後すみやかに地区担当員に連絡してください。
5. 指定されていない病院で治療を受けたときには、医療費の実費を払わなければならないことがありますので、事前に地区担当員に確認してください。
6. 社会保険（会社などで出している保険証）のある方は、保護を受けていても保険証が使えますので、事前に地区担当員に連絡してください。
7. 接骨院において、柔道整復、あん摩、マッサージ、はり、きゅうなどの施術を受ける場合には、給付につき意見書が必要となりますので、事前に担当者を確認してください。



保護費の支給

生活保護費は、毎月 5 日の午後に現金支給、またはあなたから指定された口座に振り込みます。ただし、5 日が土曜・日曜・祝祭日に当たるときは、その前日になります。

※指定した口座を変える場合は、かならず変える前に届けてください。また、指定口座の通帳・印鑑は、大切に保管してください。

現金支給の方は、支給日当日の午後 1 時 30 分から午後 3 時までとなりますので、必ず印鑑を持参の上、来所してください。

免除や減免

生活保護を受けている期間は、次の減免を受けることができます。ただし、それぞれ所定の手続きが必要です。

種 類	手続きするところ
住 民 税	収 税 課
固定資産税	税 務 課
国民年金保険料	保険年金課
NHK 受信料	営業所又は集金人

決定事項に^ぎ^ぎ疑義があるとき…

保護の決定・変更は、通知書でお知らせしますが、その決定内容に分からないことがあれば、地区担当員に説明を求めてください。

それでも、決定内容に納得できない場合には、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉県知事へ^ふ^ふ^く不服申立て（審査請求）ができます。ただし、外国籍の方はできません。

- 令和___年___月___日に相談しました。担当は_____です。
- あなたの地区担当員（ケースワーカー）は_____です。
- 令和___年___月___日___時___分に家庭訪問します。

確 認 書

生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について。

- 生活保護法第 61 条に基づき、自分の世帯の収入について、桶川市福祉事務所に申告する義務があること。
- 世帯主だけでなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても、桶川市福祉事務所に申告する義務があること。
- 高校生など未成年の者がアルバイト等で得た収入についても申告する義務があること。
- 収入を申告しない場合及び事実と異なる申告をした場合には、生活保護法第 78 条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。
- そのため、世帯全体の収入に変動があった場合は、すみやかに桶川市福祉事務所に申告すること。

以上のことについて、桶川市福祉事務所から説明を受け、理解しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

桶川市福祉事務所長 様

(参考) 生活保護法 抜粋

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県または市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

第 号様式（第 19 条関係）

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金を受けた場合は、生活保護法第 78 条の 2 に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第 78 条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

○生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給があってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 78 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること

○不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること

○徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

令和 年 月 日

住所
氏名 印

桶川市福祉事務所長 様

令和 年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等により
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定
通知による法第 78 条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。